



Contents

目次

知識財産権関連情報

- ・進歩性の欠如を理由とする一群発明背反の拒絶理由および克服方案
- ・製品包装デザインの法的保護の可能性および不正競争行為の判断基準 - ソウル高等法院2024ナ2052176(2025.8.21.言渡)不正競争行為差止(控訴審) -
- ・遺伝子ハサミの特許判決からみる中国における優先権判断の基準

1

今月の判例

- ・[特許_租税]韓国法人が外国法人に支給する国内未登録特許権の使用代価が韓国税務署の課税対象である国内源泉所得に該当するか否か - 大法院2021ドウ59908判決(2025.9.18.言渡)【更訂拒否処分取消】 -

6

YOU ME便り

- ・柳政勲弁理士が入社

9

知識財産権関連情報

進歩性の欠如を理由とする一群発明背反の拒絶理由および克服方案

弁理士 朱東國

特許法では出願人、第三者および特許庁の便宜を図るために、互いに技術的に密接な関係を有する一群発明についてのみ一つの出願書として出願することができるよう单一性要件を規定している。以下、特許登録要件としての单一性、特に進歩性の欠如を理由とする一群発明背反の拒絶理由および克服方案について考察する。

1. 関連規定

- 特許法第45条(一つの特許出願の範囲)

- ① 特許出願は一つの発明を一つの特許出願とする。

ただし、一つの総括的発明の概念を形成する一群の発明に対しては一つの特許出願とすることができます。

② 第1項の規定による一つの特許出願の要件は大統領令で定める。

- 特許法施行令第6条(一群の発明に対する一つの特許出願の要件)

特許法第45条第1項但書の規定による一群の発明に対して一つの特許出願を行うためには次の各号の要件を備えなければならない。

1. 請求された発明間に技術的な相互関連性があること。

2. 請求された発明が同一または相応する技術的特徴を有していること。この場合、技術的特徴は、発明全体としてみて先行技術に比べて改善されたものでなければならない。

2. 単一性の判断方法

(1) 方法1

特許審査基準(指針書)によると、单一性は原則的に次の順に判断される。

①	第1発明の特定および技術的特徴の確定 第1発明を定め、先行技術に比べて改善に実質的な作用をする「特別な技術的特徴」を確定
②	第2発明の特定および技術的特徴の確定 第2発明を定め、先行技術に比べて改善に実質的な作用をする「特別な技術的特徴」を確定
③	第1発明と第2発明が一つの総括的発明の概念を形成するか否かを確認 ①および②それぞれで確定した「特別な技術的特徴」が互いに同一または相応するか否かを判断したうえで、両発明間に技術的な相互関連性があり、一つの総括的発明の概念を形成するか否かを確認

(2) 方法2

審査実務の便宜上、各発明間の共通する特徴を先に見つけ、共通する特徴が先行技術に比べて改善されたものか否かを判断した後、共通する特徴が先行技術に比べて改善されていなかったら、单一性がないと判断することもできる。

3. 進歩性の欠如を理由とする一群発明背反の拒絶理由が発生する場合

請求項に記載された発明間に共通する特徴はあるが、当該共通特徴による進歩性が認められない場合、進歩性の欠如を理由とする单一性の拒絶理由が発生することがある。

* 例示

[請求項1]

フレーム形状(A) + 放熱構造(B)

[請求項2]

フレーム形状(A) + センサー配置(C)

フレーム形状(A)は共通する事項であり、放熱構造(B)とセンサー配置(C)は互いに異なる技術的課題を解決するものであって、相互関連性がないと仮定する。

例えば、前述した判断方法2によると、まず請求項1と請求項2で共通する特徴をフレーム形状(A)と特定することができる。この時、フレーム形状(A)が先行技術に比べて改善されたものではなければ、請求項1の発明と請求項2の発明は先行技術に比べて改善された特徴を互い

に共有せず、技術的に相互関連性がないため、单一性違反(一群発明背反)と判断されることがある。つまり、請求項に記載された発明の互いに共通する特徴に進歩性が欠如したことを理由として一群発明背反の拒絶理由が発生することがある。

4. 克服方案

請求項に記載された発明のいずれの構成が核心であるのかによって拒絶理由の克服方案が変わり得る。上記例示に基づいて以下で考察する。

(1) フレーム形状(A)が核心特徴である場合

一つの出願内で補正書/意見書(例:フレームの形状に関連する細部事項を請求項に限定、フレームの形状が先行技術と差があることを反論)を通じてフレーム形状(A)に対して進歩性を主張して対応することができる。フレーム形状(A)に関連して進歩性が認められる場合、各請求項は先行技術に比べて改善された特徴を共通して含むため、一群発明に該当すると見なして单一性が認められ得る。

(2) 放熱構造(B)およびセンサー配置(C)が核心特徴である場合

放熱構造(B)およびセンサー配置(C)に対して進歩性が認められても、これらは技術的に相互関連性がないため、請求項1の発明と請求項2の発明は一群発明に該当しないと見なして单一性の拒絶理由は克服されないこともある。

したがって、放熱構造(B)およびセンサー配置(C)のい

ずれか一つに対して分割出願を行い、原出願の特許請求の範囲から分割出願された事項を削除することで、単一性の拒絶理由に対応することが望ましい。原出願および分割出願においてそれぞれの特徴に対して進歩性を主張することができる。

5. むすび

進歩性の欠如を理由とする一群発明背反(単一性)の拒絶理由が発生した場合、発明の核心特徴が何であるかによって対応方案が変わり得る。したがって、先行技術と差別化される発明の特徴を明確に特定した後、当該特徴が請求項に共通して含まれ得るか否かにより適切な対応方案を決定することが望ましい。



A社製品包装(本事件包装)



(ハングル:メロナ)

B社製品包装(被告包装)



(ハングル:メロンバー)

これに対し、原告は、被告の上記のような行為は消費者に広く認識された商品標識に該当する本事件包装を模倣したものであり、i) 消費者に商品出處の誤認・混同を招き(不正競争防止および営業秘密保護に関する法律、以下、「不正競争防止法」第2条第1号(イ)目)、ii) 本事件包装の識別力や名声を損傷する行為に該当し(同法第2条第1号(ハ)目)、iii) 原告の相当な投資と努力の成果を侵害する行為に該当する(同法第2条第1号(ワ)目)と主張しつつ、被告の製品包装使用差止および当該包装の廃棄を求める訴訟を提起した。

第1審判決の要旨

第1審のソウル中央地方法院は、2023ガハブ72583判決(2024.9.6.言渡)で原告の請求を棄却した。第1審法

製品包装デザインの法的保護の可能性および不正競争行為の判断基準

- ソウル高等法院2024ナ2052176(2025.8.21.言渡)不正競争行為差止(控訴審) -

弁理士 李慶淑

1. 事件の概要

原告(A社)は、1992年から「C」というメロン味のアイスクリーム製品を製造・販売してきた会社であり、当該製品の包装に薄緑色のベース色と特定のデザイン要素を一貫して使用してきた。被告(B社)は、2014年頃「D」というメロン味のアイスクリームを発売し、原告の製品包装と類似する色とデザインを使用した。

院は、「果物味の製品の特性上、当該果物の色を包装に使うことが一般的であり、薄緑色をメロン味のアイスクリームの包装に使うことは、特定の企業が独占することはできない」とした。また、「本事件包装の製品名の強調方式、包装形態、デザイン要素(製品名の配置、果物イメージの配置、英語文言、縞模様など)は、業界で一般に使用される方式であって、本事件包装のイメージそのものだけで特定の出處と認識されない」として、原告の請求を棄却する判決を下した。

2. ソウル高等法院の判断

ソウル高等法院は、第1審判決を取消し、原告の請求を認容する判決を言い渡した。

イ. 本事件包装が「国内に広く認識された商品標識」か否か

法院は、薄緑色のベース、中央の太文字の製品名(黒い文字・白い外郭線)、左右の果物・製品写真、製品名下部の英語文言と黄色の縞模様など個別要素のみを分離してみると、業界でありふれて使用される表現に属するが、その個別要素が総合されたイメージが一体として特徴的な印象を形成してきたと見なした。

特に、▲2004年頃以降から現在まで本事件包装の上記個別要素が含まれている包装を持続的に使用してきた点、▲2014年以降10年以上現包装を維持した点、▲競争製品と比較したとき、同一の組み合わせの包装が見当たらない点、▲売上・受賞・協業・広告を通じて本事件包装のイメージが持続的に露出されている点、▲2,000人を対象とした消費者アンケート調査で本事件包装の高い認知度・連想結果が確認された点、などを総合してみると、本事件包装はその全体として顕著に個別化された商品標識として国内に広く認識されていると判断した。

ロ. 商品標識の類否

法院は、両包装の間に製品名・商号の表記、ベース色のトーン感、左右イメージの細部配置、書体および黄色の縞模様の位置などにおいて微細な差があることは認めた。

しかし、▲被告包装のベース色が本事件包装の薄緑色系のベース色と相当に類似し、▲長方形包装の長い面の中央に三字の製品名を大きく配置し、左右に果物イメージを配置した構成が共通しており、▲両商品の製品名の初めの文字と全体の文字数が同一であり、黒色の太文字に白い枠組みを用いた印象が類似し、▲初めの文字の青色の四角形の配置も同一である点などを総合すると、一般の需要者の観点から全体的な外観が極めて類似していると判断した。

ハ. 商品主体の混同の可能性の有無

法院は、バー(bar)型アイスクリーム製品は安価であり、消費者が様々な製品が一度に陳列された冷凍庫か

ら包装の全体的印象に依存して購入しやすい取引の実情に置かれているとみた。また▲実際のオンラインレビューにおいて被告製品を本事件製品と誤認して購入した事例が多数確認される点、▲本事件のアンケート調査でも、回答者の79.2%が「包装紙の全般的な構成の類似性」などにより両製品を混同したり、同一の会社製品と誤認する可能性があると回答した点などを根拠として、一般の需要者の立場から被告製品を原告製品と同一の出処または密接な関係がある製品と誤認・混同する虞は妥当であると判断した。

二. むすび

法院は、上記のようなイ)、ロ)、ハ)の判断を総合したうえで、被告が国内に広く認識された原告の商品標識(本事件包装)と類似する包装を使用して消費者に商品主体を混同させる行為をしており、これは不正競争防止法第2条第1号(イ)目の不正競争行為に該当すると結論した。

これにより、被告は原告に対して当該包装(被告包装)を使用するかまたは使用したアイスクリーム製品を製造、販売、輸出などをしてはならず、保管中である当該包装を廃棄する義務があると判決した。

3. 示唆点

今回のソウル高等法院の判決は、食品業界に蔓延していた模倣戦略に重要な変化を予告した。包装を構成する個別要素がありふれても、それが結合した「全体としての総合イメージ」のブランド価値を認めた異例的な判決であるためである。これは長い間の投資と努力を通じて取得した差別的イメージが法的保護対象になり得ることを明確にした。

今回の判決は、デザインや商標権のみでは防止が困難であった模倣行為に対し、不正競争防止法の保護範囲を拡張し、今後、企業がR&D投資を通じたブランド独創性の確保の努力が重要であることを強調している。



遺伝子ハサミの特許判決からみる中国における優先権判断の基準

弁理士 孫ダソム

1. はじめに

最近、北京知識産権法院が中国特許CN 104854241 B(PCT/US2013/032589に基づく中国移行特許；以下、「対象特許」)に対し、国家知識産権局(CNIPA)の「特許維持」決定を取消し、再審理を命令する第1審判決を言い渡した。

対象特許は、CRISPR-Cas9の源泉特許として評価されていたCVCグループ(米国のUCバークレー研究チーム)の特許であり、今回の判決で法院は、中国特許における優先権の認定基準を提示しており、これについて考察する。

2. 背景

(1) CRISPR-Cas9とは

CRISPR-Cas9とは、細菌の免疫システムを応用した遺伝子ハサミ技術であり、特定の遺伝子を挿入、除去、修正することができることから、疾患の治療、農業、新薬開発など多様な分野で核心的なツールとして活用されている。一方、CRISPR-Cas9の必須要素であるPAM(Protospacer Adjacent Motif)はCRISPR-Cas9が標的遺伝子配列を認識して切断するようにする配列である。

以下のCNIPAの決定および法院の判決において、優先権主張の基礎となる出願のCRISPR-Cas9システムにはPAMに対する記載がなく、優先権主張出願にのみPAMが記載された場合、先後出願の両発明が同一のテーマ(発明)であるとみることができるか否かが争点となつた。

(2) 原核細胞と真核細胞

真核細胞は、動物、植物、カビなどから発見される細胞であり、DNAを含む核および多様な細胞小器官を備えた複雑な構造を有するのに対し、原核細胞は、核やそ

の他の膜系細胞小器官がない単純な構造を有する細胞であり、主に細菌など微生物から発見される。

このような差により、以下のCNIPAの決定および法院の判決において、原核細胞に対する適用の可能性が立証されたCRISPR-Cas9システムが真核細胞に対する適用の可能性も認められるか否かが争点となつた。

3. CNIPA第562593号決定(特許維持)

CNIPAは、無効請求を棄却し、対象特許を有効に維持したところ、

対象特許の優先権主張の基礎となる出願(US 61/652086; 2012.5.25.出願；以下、「P1」)がCRISPR-Cas9の適用の可能性を十分に開示していると見なし、PAMに関する記載がないとして必須的特徴が欠如したとみられないと判断した。

結果として、CNIPAは、対象特許がCRISPR-Cas9の実現の可能性を十分に記載したP1を基礎とした合理的拡張に該当するため、P1と同一のテーマに関するものと見なしたうえで、対象特許のP1に対する優先権が有効であると判断した。

4. 北京知識産権法院の判決(審決取消および再審理の命令)

しかし、法院は、CNIPAの決定を取消し、再審理を命令した。

その主な根拠の一つとなった優先権の認否について、

1) 優先権の審査は、技術手段だけでなく技術効果を含んで、請求項および明細書の記載を総合的に考慮するべきであり、

2) 後出願が技術案または技術効果の側面から優先日以降の技術的寄与を含む場合、後出願は基礎となる出願と同一のテーマであるとみることができないため、優先権を認めることができないという判断基準を開示した。

上記基準により法院は、真核細胞での適用の可能性と関連してP1文献が試験管(*in vitro*)実験のみを開示し、真核細胞での実験は全く開示していないため、

CRISPR-Cas9が真核細胞でも作動するか否かは予測することができないとみた。またPAMに関しては、P1にPAMに関する如何なる記載もなく、その機能と必要性はP1出願日以降に明らかになった事実であるとみた。

これにより、法院は、真核細胞におけるCRISPR-Cas9の適用およびPAMの機能は、P1出願日以降の技術的寄与に該当するとしたうえで、対象特許とP1は同一のテーマに関するものではないと見なし、対象特許のP1に対する優先権が有効ではないと判示した。

5. 示唆点

当該判決は、第1審判決であり、今後の控訴審などにより結論が変わり得る。それにもかかわらず、今回の判決は、中国特許実務における優先権認定要件を具体的に定義した点から意味がある。

つまり、単に技術概念が同一であるという理由のみでは基礎出願と優先権主張出願とが同一の発明に関するものであると見なすことはできず、基礎出願の段階で実際の効果が立証されなければ、優先権主張出願に記載された技術は、優先日以降の技術的寄与と見なされて優先権が認められないことがあるということである。

これは、特に技術的効果が特許性判断の核心要素となるバイオ分野において、初期の出願時点から単に技術概念のみを提示することでは不十分であり、当該技術の効果を裏付けられる具体的な実験データを含ませることが優先権防御の側面から重要であることを示す。

参考資料

1. CNIPA第562593号の決定文
2. 隆諾律師事務所の2025年9月18日付記事
(https://www.bjpaa.org/news/shownews.php?id=9806&utm_source=chatgpt.com)
3. ザ・バイオの2025年9月30日付記事
(<https://www.thebionews.net/news/articleView.html?idxno=18506>)

今月の判例

[特許_租税]

韓国法人が外国法人に支給する国内未登録特許権の使用代価が韓国税務署の課税対象である国内源泉所得に該当するか否か

- 大法院2021ドウ59908判決(2025.9.18.言渡)【更訂拒否処分取消】-

弁護士 朴成寅

【事件の概要】

本事件は、韓国法人であるS社(原告)が米国法人であるA社の米国に登録された特許権(以下、「国内未登録特許権」)に対する2014事業年度分使用料(以下、「本事件使用料」)に対して納付した源泉徴収分の法人税の還付を求める、更訂請求に対する京畿道の利川税務署長(被告)の拒否処分に対して、その取消を求めた事件である。原告は、特許権の属地主義の原則上、「国内未登録特許権」に対する「本事件使用料」は、源泉徴収分の法人税の対象である国内源泉所得ではないと主張したとみられる。これに対して原審法院(水原高等法院)は原告の請求を認容したが、大法院は原審判決を破棄し、事件を原審法院(水原高等法院)に差し戻す判決を下した。

【韓国法人が外国法人に支給する国内未登録特許権に対する使用料が国内源泉所得に該当するか否か】

韓国と米国間の所得に関する租税の二重課税回避と脱税防止および国際貿易と投資の増進のための協約
(略称「韓米租税協約」)

第14条

使用料

(4) 本条で使用される「使用料」とは、次のものを意味する。

(a) 文学・芸術・科学作品の著作権または映画
フィルム・ラジオまたはテレビ放送用フィルムまたは
テープの著作権、特許、意匠、新案、図面、秘密工程
または秘密公式、商標またはその他これと類似する
財産または権利、知識、経験、機能(技術)、船舶または
航空機(賃貸人が船舶または航空機の国際運輸上の
運行に従事しない者である場合に限る)の使用
または使用権に対する代価として受ける全ての種類の支
給金

第6条

所得の源泉

この協約の目的上、所得の源泉は次のとおり扱われる。

(3) 第14条(使用料) (4)項に規定された財産(船舶

または航空機に関して本条(5)項に規定されたもの以外の財産)の使用または使用する権利に対して同条項に規定された使用料は、ある締約国内の同財産の使用または使用する権利に対して支給される場合にのみ同締約国内に源泉を置いた所得として扱われる。

第2条

一般的定義

(2) この協約で使用されるがこの協約で定義されていないその他の用語は、異って文脈に従わない限り、その租税が決定される締約国の法により内包する意味を有する。上記規定にもかかわらず、一方の締約国の法に従うそのような用語の意味が他方の締約国の法に従う用語の意味と異なるか、またはそのような用語の意味がどちらか一つの締約国の法に従って容易に決定されることができない場合、両締約国の権限ある当局は二重課税を防止するかまたはこの協約のその他の目的を促進するために、この協約の目的上、同用語の共通的意味を確定することができる。

旧法人税法(2015.12.15.法律第13555号で改正される前のものをいい、以下同一。)

第93条(国内源泉所得)

外国法人の国内源泉所得は次の各号のとおり区分する。

8. 次の各目のいずれか一つに該当する権利・資産または情報(以下、本号で「権利など」という)を国内で使用するか、その代価を国内で支給する場合、その代価およびその権利などを譲渡することによって発生する所得。ただし、所得に関する二重課税防止協約で使用地を基準としてその所得の国内源泉所得の該当の有無を規定している場合には、国外で使用された権利などに対する代価は国内支給の有無にもかかわらず、国内源泉所得と見なさない。この場合、特許

権、実用新案権、商標権、デザイン権など権利の行使に登録が必要な権利(以下、本号で「特許権など」という)は、当該特許権などが国外で登録されており、国内で製造・販売などに使用された場合には、国内登録の有無に係なく、国内で使用されたものと見なす。

イ. 学術または芸術上の著作物(映画フィルムを含む)の著作権、特許権、商標権、デザイン、模型、図面、秘密の公式または工程、ラジオ・テレビ放送用フィルムおよびテープ、その他にこれと類似する資産や権利

ロ. 産業上・商業上・科学上の知識・経験に関する情報またはノウハウ

【事実関係の整理および法理の適用】

1. 事実関係

韓国法人であるS社(原告)が米国法人であるA社と米国法人であるA社の「国内未登録特許権」に関して全世界使用ライセンスを締結して「本事件使用料」を支給し、京畿道の利川税務署長(被告)にそれに伴う源泉徴収分の法人税を納付した。その後、韓国法人であるS社(原告)は、利川税務署長(被告)に源泉徴収分の法人税の還付を求める更訂請求を行ったが、利川税務署長(被告)は上記更訂請求を拒否し、韓国法人であるS社(原告)が上記更訂請求の拒否処分に対して取消を求める本事件訴訟を提起した。

韓国法人であるS社(原告)は、利川税務署長(被告)を相手取って、特許権属地主義に基づき、韓米租税協約第6条第3項、第14条第4項第a号の特許の「使用」は、特許権が登録された国内においてのみ特許発明を実施する形態を意味するため、「国内未登録特許権」に対する「本事件使用料」は源泉徴収の対象となる国内源泉所得ではないと主張した。

利川税務署長(被告)は、「使用」の意味は、特許権 자체を使用するのではなく、その特許権の対象となる製造方法・技術・情報など(以下、「特許技術」)を使用するという意味であり、これにより旧法人税法第93条第8号但書後文が韓米租税協約の文脈に反するものではないため、米国法人であるA社の「国内未登録特許権」に対する「本事件使用料」は、旧法人税法第93条第8号但書後文に基づいて国内源泉所得に該当するため、源泉徴収分の法人税は還付の対象ではないと反論した。

つまり、韓米租税協約第6条第3項、第14条第4項第a号の中の「特許の使用」と関連して、いわゆる「国内未登録特許権」の「使用」を、当該技術を製造・販売に活用する「事実上使用」と見なすべきか、あるいは「特許権登録国における輸入・販売など特許発明の実施」と見なすべきかが争点となった。

2. 法理の適用

大法院は、

i) 韓米租税協約は「使用」の意味を別途定義していない、ii) 韓米租税協約第6条第3項、第14条第4項第a号の特許「使用」の意味を特許権が登録された国内においてのみ特許発明を実施する形態に解釈するに値する韓米租税協約の文脈を探し難い、iii) そのために、旧法人税法第93条第8号但書後文は韓米租税協約の文脈に反するとみることができない、iv) したがって、韓米租税協約第2条第2項前文に基づいて「使用」の意味は、租税が決定される締約国である韓国の法に基づいて解釈するべきであるが、v) これと関連して旧法人税法第93条第8号但書後文は、「国内未登録特許権」が国内で製造・販売などに使用された場合には国内登録の有無に関係なく国内で使用されたと見なすと規定する、vi) ここで「使用」は、独占的効力を有する特許権自体を使用するのではなく、その特許権の対象となる製造方法・技術・情報など(以下、「特許技術」)を使用するという意味と見なされなければならない、vii) したがって、「国内未登録特許権」の特許技術が国内で使用されたとすれば、その代価である使用料所得は、国内源泉所得に該当すると見なさなければならないと判断した。

大法院は、上記のような判断と共に、特許権属地主義に基づいて韓米租税協約第6条第3項、第14条第4項の特許の「使用」の意味を「特許権の効力が及ぶ国内における実施」と解釈し、「国内未登録特許権」の国内使用を観念することができないとみた大法院91メ6887判決(1992.5.12.言渡)、大法院2005ドウ8641判決(2007.9.7.言渡)、大法院2012ドウ18356判決(2014.11.27.言渡)、大法院2013ドウ9670判決(2014.12.11.言渡)、大法院2016ドウ42883判決(2018.12.27.言渡)、大法院2018ドウ36592判決(2022.2.10.言渡)、大法院2019ドウ50946判決(2022.2.10.言渡)、大法院2019ドウ47100判決(2022.2.24.言渡)などを本判決の見解に背馳する範囲内で全て変更した。

3. 小結

したがって、大法院は、「本事件使用料」が「国内未登録特許権」に関するものであるという理由のみで、その特許技術が国内における製造・販売などに事実上使用されたか否かを考察しないまま、直ちに国内源泉所得に該当しないと判断した原審の判断には、韓米租税協約上「国内未登録特許権」に対する使用料の国内源泉所得該当の有無に関する法理を誤解した結果、必要な審理を尽くさず、判決に影響を与えた誤りあると判断したうえで、原審判決を破棄し、事件を原審法院(水原高等法院)に差し戻す判決を下した。

【判決の意義】

本判決は、これに背馳される既存の大法院判決を全て変更し、韓米租税協約第6条第3項、第14条第4項第a号の中の「特許の使用」と関連して、いわゆる「国内未登録特許権」の「使用」を当該技術を製造・販売に活用する「事実上使用」と解釈することによって、韓国法人が外国法人に支給する「国内未登録特許権」に関する

使用料に対する韓国国税庁の課税処分に正当性を付与したという点から意味がある。今後、これと関連して韓国国税庁に相当な税収効果が発生することが期待される。



YOUME便り

柳政勳弁理士が入社

柳政勳弁理士がYOUME特許法人に入社し業務を開始しました。

- 柳政勳弁理士

学歴: 漢陽大学校 機械工学部 (2023)

経歴: 弁理士試験合格 (2022)



〒06134 大韓民国ソウル特別市江南区テヘラン路115 瑞林ビル

TEL: +82-2-3458-0102(日本語) FAX: +82-2-553-5254

E-mail: email@youme.com

上記YOUME NEWSと関連してご意見またはご希望の資料などがありましたらいつでも弊所までご連絡下さい。

www.youme.com